

平成 31 年第 1 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 藤谷博之 班長兼副主幹 須田益巳
副主幹 阿部千春

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	佐々木俊哉
まちづくり推進課長	佐藤喜仁	商工政策課長	齋藤和幸
観光課長	池田智成	福祉課長	三浦純
子育て長寿支援課長	佐々木修	農林水産課長	佐藤正之
建設課長	竹内千尋	学校教育課長	菊地新吾
予防課長・警防課長	須田勇喜		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

平成31年3月6日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） おはようございます。

昨日の佐々木敏春議員の一般質問の中での答弁に対しましてですが、「現在、国会で審議中の入管難民法の改正により、日本全国で受け入れが拡大することとなり」と答弁させていただきましたが、ここにつきまして入管難民法の改正については昨年12月8日に成立済みでございますので、誤解を与えることのないように訂正をさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに、11番佐藤治一議員の一般質問を許します。11番。

【11番（佐藤治一君）登壇】

●11番（佐藤治一君） おはようございます。11番の佐藤治一です。通告に従い、質問させていただきます。

しかし、私がこの通告を出しましたのは、2月13日でございます。1、の外国人労働者受け入れ拡大についての内容については、今日までのこの期間に市の動きというのは、報道とか、それから答弁とかでかなり大きな動きがありまして、私の質問自体がちょっと遅いような感じもしてなりませんけれども、ただ私、そういうわけで、質問がいわゆる通告外と受け取れかねないかもしれませんが、そのときは通告外とおっしゃっていただき、回答はいただかなくても結構ですので、一応

一通り質問をさせていただきたいと思います。

それでは質問させていただきます。

1、外国人労働者の受け入れ拡大について。

深刻な高齢化や人口減少に伴う問題を少しでも改善しようと、自治体や企業、いろいろな組織が頑張っている昨今ですが、東京一極集中を止めない限り、成果は上がらないのではないかと多くの方が懸念しているところがございます。

このような状況の中、深刻な人手不足への対応のため、昨年12月8日に改正入管法が成立し、4月からの施行となっております。また、厚生労働省は、2018年10月時点での外国人労働者が146万463人に達し、2017年に届け出が義務化されて以降、過去最高を記録したと発表しました。

2月11日付の秋田魁新報によると、外国人労働者の受け入れ拡大で雇用主に求められる生活支援や日本人と同等以上の報酬水準といった、いわゆる適正処遇について、市町村の半数以上が実現を懸念していることが10日、共同通信の全国アンケートで分かったとあります。県と25市町村の回答では、外国人の適正処遇が「確保できる」、または「どちらかといえば確保できる」が11自治体だった一方、「確保できない懸念がある」、「どちらかといえば確保できない懸念がある」も10自治体に上がっております。いわゆる認識は割れたということであります。時間の余裕がなく、今年4月施行には賛否両論があるわけですが、以下の項目について具体的に質問させていただきたいと思います。

(1)改正入管法のかほ市への影響について、どのように考えているかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、11番佐藤治一議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、(1)の改正入管法について影響はどのように考えているかについてですが、現行の外国人技能実習制度は、まず日本の技能・技術、または知識を開発途上国への移転を図りながら人づくりに寄与することを目的に、技能実習修了後は帰国して技能移転を行うという目的で行われております。また、対象の77業種139作業について、受け入れを3級合格で3年、あるいは5年（2級合格）を行うことができる制度であります。

それに対して改正入管法によるいわゆる特定技能外国人制度は、深刻な人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお外国人材の受け入れが必要と認められる介護、製造業、建設、農業、漁業など重要分野の業種において一定の専門性技能を有し、即戦力となる外国人材に関して就労目的とする新たな制度でございます。

このように改正入管法においては、これまでの本来は就労目的ではない外国人技能実習制度等とは異なり、労働力確保に重きを置いた改正であります。少子化が進み、外国人材なしでは立ち行かなくなった今日の日本経済の現実や、とりわけにかほ市の企業においても人材不足はますます深刻度を増しており、外国人材への依存度は高まるものと見られます。

改正入管法の趣旨を鑑みれば、これまでの技能実習制度に加えて、さらに選択肢が広がることから、新たな特定技能外国人制度も積極的に考えていかなければならないのではないかと考えており

ます。

しかしながら、一方で受け入れた外国人の方々がその地域で支障なく働き続けられるため、企業や地元行政任せになることなく、国によるしっかりとした制度設計と関与が必要と考えます。現時点においても改正入管法の具体的な枠組みはまだ明確になっていない部分も多く、国による説明会や専門家からの情報収集等を通じて、今後しっかり制度を見定めた上で受け入れを希望する企業や市民が安心して外国人を受け入れられるよう、説明会や研修会を開催するなどして環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） それでは、(2)の質問に移らせていただきます。

外国人の適正処遇が、当市は「どちらかといえば確保できる」と回答しております。その回答されました根拠及び理由についてお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)の質問にお答えをさせていただきます。

「どちらかといえば確保できる」と回答した根拠については、まず、にかほ市内には既に10年以上前から約20人前後を、外国人技能実習制度を活用しながら受け入れを行い、自分の会社で寮を完備し、生活支援を行っている企業があるほか、ここ一、二年で新たに受け入れを行っている企業においても、他県でのさまざまなトラブル、この実例を参考に報酬、あるいは社会生活の支援に配慮している姿が見受けられます。既に実績のあるこれらの企業の経験値、あるいは今後、追随するであろう他の企業へのモデル事例として生かせるとの判断から、アンケートに対しては「どちらかといえば確保できる」との回答をしております。

しかし、今後、入管法の改正により受け入れの選択肢が広がり、希望する企業が増加すると見られるとともに、賃金水準の高い首都圏との競合などの課題もあります。よって、企業と情報交換を図りながら、にかほ市が就労場所として選んでいただけるような体制づくりが必要と考えております。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 実は、適正処遇が確保できない懸念があるというふうな回答の中身を申し上げますと、いわゆる生活支援は多くの企業は外国人受け入れのノウハウを持っていないというようなことで考えている自治体が多くあります。それからまた、報酬水準の確保は受け入れ企業の経営が厳しいということで、一部の中にはちょっと厳しいということがあります。今、外国人で言いますと中国は月2万5,000円ぐらいの報酬みたいです。それからまた、ベトナムのハノイとかホーチミンでいきますと月1万5,000円ぐらいの報酬だと言われております。先ほど市長も言いましたけれども、いわゆる外国人を安く使えるからということで歓迎するということは非常に無理があるし、ちょっと問題があるということで、いわゆる懸念しているところがあるということです。

そこで、再質問しますけれども、今、当市では外国人技能実習生管理組合設立支援ということで委託料を予算に計上していますけれども、この管理組合を設立した後に市はどういうふうにかかわっ

ていくんでしょうとか、そのことについて質問させていただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今、議員がおっしゃったことの中に他の各自治体等において適正処遇を準備することができないという懸念があると、そのお話も聞いております。さらに、今、安く使えるからという感覚での答弁を私はしておりません。外国人材、要するに各企業における、今、地元の方々等の人材確保は厳しいという中で、他のところにその人材確保を求めていくということについてのお話をさせていただいておりました。

とはいいながら、確かに低報酬であるということも確かでございます。都会に比べて報酬が低いという懸念も先ほど述べさせていただきました。そうすると、やはりできるだけ報酬の高いところに流れていくということも懸念されますが、私どもは先ほども言いましたように、選ばれる地域になって行かなければならないと私は考えております。そのためには、仮に各企業でお出しできる報酬等がばらつきがあったり、低いところもあるかもしれませんが、何とかしてここに外国人技能実習生の方々が暮らしやすいという環境を行政がつくっていくということは私は必要なんじゃないかなというふうに思っております。その一つが言葉の障壁を少し取り除いてみたりとか、あるいは人との地域との交流、孤立させるのではなくて地域コミュニティの皆さんと交流できるような機会をつくるか、そういう役割をする上での行政の果たす役割というのは非常に大きいんだと思います。

管理団体については、これについても私の方で研究するように指示した上で、この予算化になっておりますが、多少、議案質疑に近くなってきています。先ほどのちょっと通告外の質疑ではないかということについて、私もちょっと懸念されるところですが、担当の方で答えできればお答えしてあげていただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤次博君） それでは、管理組合の設立の関係でございますが、平成31年度におきましては管理組合を設立する準備支援ということで予算措置しております。その管理組合は、組合員として事業主が4人以上集まりまして設立するものでございます。ですから、これに対しまして企業への説明、あるいは募集等行いますが、管理組合ができてからは管理組合に加入する企業が負担金を払って、その中で賄えるのか、もし賄えないとすれば市の関与が必要なのか、そういうことも含めまして今後、管理組合設立に向けている企業と協議を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 先ほど安く使えるとかそういうことでっていう話、私しましたけれども、これは決して市長に対して言ったわけじゃなくて、世間一般論的に申し上げたので、もし誤解があるようでしたら訂正させていただきます。

それでは、(3)について質問させていただきます。地域との共生に向けた対応について、①多言語対応はどのようにするのか、②住宅対応はどのようにするのか、ひとつお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)の質問にお答えをさせていただきます。

現在、本市で就労している外国人の多くは中国人及びベトナム人の皆さんだと思います。今後、外国人材の拡大により国籍も多様化するかもしれません。これまでの外国人技能実習制度においても、改正入管法における特定技能外国人制度においても、仕事と生活に必要な最低限の日本語能力水準を有して来日することとなっております。しかしながら、地域になじんで企業や市民とコミュニケーションを図っていくためには、企業のみならず自治体としても何らかの形で多言語化に取り組む必要があるものと認識しております。

平成31年度は、回数は限られておるんですが、ベトナム語の通訳者を招聘して外国人技能実習生の皆さんと情報交換を予定しております。

今後の対応策としての検討の方向性としては、例えば多言語による暮らしのガイドブックの作成なども考えられます。あるいは日本語教室の開催や屋外の案内看板等の多言語化、専任の通訳者やAIによる通訳や翻訳の推進、市民との交流機会の提供などが考えられます。

既に受け入れを行っている企業や外国人の皆さんのニーズ、これもしっかり聞かなければなりません。私どもだけが勇み足で先行してもなりませんので、ニーズも聞きながら多言語対応を推進してまいりたいと考えております。

②住宅対策についてですが、既に外国人の受け入れを行っている企業や受け入れを計画している企業においては、現在のところ、自社対応による借り上げアパートや会社の近郊の空き家を取得した例があります。それらの企業との情報交換の際には、今後、外国人の受け入れ拡大に伴い、住まいの確保を課題とする意見も出されております。市といたしましても外国人材の登用に住まいの確保の課題があるとすれば、これを看過することはできませんので、これについても既に受け入れを行っている企業や外国人の皆さんのニーズを聞きながら、具体策を講じてまいりたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） ベトナム人の通訳を招聘するという話ですけども、日本語をベトナムの方にどういうふうに教育するか、いわゆる日本語教育をどうするのか、これが最も重要なことじゃないかというふうに私は最近思ひまして、いろいろちょっと調べてみたんですけども、私もそうなんですけども、外国語を覚えるためには、例えば小さい子どもですと、10歳ぐらいまでの子どもですと、頭からぼんとして一応理解するのが早いそうです。ところが、年をとってきた人というか、10歳ぐらいが限界だと、それ以上の年齢を超えた場合には、しっかりと第二言語として文法なども含めて日本語を体系的に学んでいかないと、これは日本語の理解のレベルは上がっていかないんじゃないかというふうに言う方がたくさんおります。ということで、日本語教育というのが、これは外国から外国人労働者を受け入れた場合、非常に大事なことじゃないかと私は考えています。

例えば、これはある会社の役員の方に聞いた話なんですけども、ベトナムに行って、商談がまとまって、ある程度何人か連れてきますというもの、業種によって、例えば製造業でも鋼材とか金属を切断するような単純な作業の場合ですと、すぐそんなに日本語教育もいらないと。ただし、にかほ市の製造業にはいろんな製造業ありますから、例えばコンピューターを使ってプログラムを入れ

て、それを打ち込んで、それから仕事をしようと、そういった場合は日本語の習熟度と申しますか、それがある程度のレベルでなっていないと非常に難しいと、受け入れしがたいというんですか、ちょっと難しいと。報酬の面でもあれですけども、そういう方に対しては1対1で仕事も教えなきゃいけないし、それを覚えるまでずっとその人につきっきりで教えなきゃいけないと、そういうことも含めると二の足を踏むような企業も出てくるというようなことも聞いています。

そういうことで、日本語というのには、ベトナム人の通訳を連れてきて、日本語とやるのはいいんですけども、ベトナム人本人が日本語をどれほど理解しているか、ベトナムから来るとき、多分日本語教育というのはされてくると思うんですけども、その日本語の教育レベルというか、日本語をどれだけ理解して来られるのかと、どれほどのレベルで来るのかということで変わってくると思います。日本語を理解しないと、日本の風習にもなじめないし、いろんな問題が出てくると。ということは日本語教育というのは非常に大事なことだと思うんですけども、これについては市長はどのように考えておりますでしょうか、お伺いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） どのようなベトナムの通訳の方を招聘するののかについては、担当の方で答えをさせますが、教育そのものについては、これはやはりどの分野においても、これはベトナム人のみならず重要なことだと思います。そのことについては私も認識はしておりますので、日本語教室等についての、先ほども答弁しましたけれども、十分に検討していかなきゃならないんだろうなと思います。ただ、おっしゃるように業種によって求められる日本語もまた変わってくると思います。ある企業のトップの方についてお話をお伺いしたところ、やはり例えば技能実習が3年の場合、日本語習得、技術習得して、ようやく現場で1人で作業できるなどと思ったら、もう帰らなければならないというような状況にある。なかなか、ですから外国人の技能実習生を自分の企業で受け入れるには厳しいということもおっしゃっていました。その部分を少しでも長く現場で活躍してもらうためには、今おっしゃるような前段部分の日本語教育とかについて、何らかの手を打つことはやはり必要だと思っております。私の認識としてはそのような認識にあります。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、日本語教育に関しまして若干補足させていただきます。

現行制度の実習制度におきましては、入国前に先ほど議員が申しましたように一定の試験がございまして、日本語能力試験としてJLPTという機関がございまして、そこで入国時には最低でN4という資格を持って来日するというのが現行でございまして、N4がどの辺なのかといいますと、一般論で申しますと、小学校高学年レベルと一般には言われております。個人差はあるようでございまして、その後、1年目を経まして2年目から3年目、これは技術系の技能実習とセットに実はなっております、3年目からまた次にいく場合には今度はN3、これですと大体中学生レベルの実力が必要だと言われてございまして。

新しい制度におきまして、これがある程度スライドしてくるということになりまして、ただし、5年を超して長く滞在するようになりますと、特定技能2号というところになってまいります。こうなりますと家族を連れてくることもできますし、長く技術を習得してそのまま継続できるということに

なりますが、このときもやはり言語に関してはある程度セットになってまいりますので、先ほど市長が申しましたように、日本語教室の開催等、通訳はただ通訳ではなくて、日本語を学ぶための形に今後なっていくのではないかと、今の段階ではちょっと詳細は決まっておりますけれども、そういうふうに理解しております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 日本語教育に理解を示し、考えているということを十分理解しましたので結構なんですけども、国際交流協会とかNPOとか海外赴任の長かった民間人とか、いろいろいると思うので、そこら辺を利用して、ぜひ早急にそういうふうな形で日本語のレベルを上げるような教育を実施して、外国人が早く速やかになじんでいただけるようお願いしたいと思います。

それでは、(4)に入りたいと思います。本荘由利地域定住自立圏協定の中で取り組む考えはないかということでございますけども、実は私、農業についても、この外国人の受け入れは必要じゃないかと思っております、実はJA秋田しんせいでなんですけども、人手不足の対応としてJAでは平成30年4月2日に無料職業紹介所を開設しております。それで、現在までの実績なんですけども、その無料紹介所に農家さんから求人が12件ありました。そして、求職する方は5名です。それで、JAで求職者と求人の方のマッチングを確認したところ、一応2件が成立したというふうに聞いております。ただ、求人そのものは12件ですので、もう10件は人がほしいんだけど取れないというふうな実情であります。

今、農業についても非常に、それは製造業だけじゃなくて、人手不足と高齢化というのは進んでいるということは皆さん御存じのことだと思いますけれども、そのことで事業を拡大できない、それからまた、跡継ぎがないために離農しなきゃいけないとか、そういう形が出てきております。

●議長（佐藤元君） 佐藤議員、通告外ですけども、そこら辺ちょっと。

●11番（佐藤治一君） すみません。それでは、私の質問をちょっと訂正します。

(4)本荘由利地域定住自立圏協定の中での取り組む考えはないかということで質問させていただきます。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(4)の御質問にお答えをさせていただきます。

外国人労働者の受け入れについてですが、本荘由利地域定住自立圏協定の中で取り組む考えはないかについてですが、まず、自立圏協定については、協定書の締結等、協定項目の内容が明確に示されておりますので、現時点でそのことについての規定はありません。

外国人労働者の受け入れについては、地域の企業や商工会、工業振興会など外部の団体、そして市民、あるいは行政、一緒に取り組む必要があるなというふうには思っております。したがって、現時点では定住自立圏構想で由利本荘市と一緒に取り組むということについては考えてはおりません。それぞれの地域によってニーズが異なる部分もあると思います。同一経済圏ですので同様のニーズはあるかもしれませんが、先ほど議員がおっしゃった農業分野については、例えば大潟村や県北の方では、もう既に外国人技能実習生を入れている地域もあります。そのような地域に見合っ

た何を優先するかということ、一気に全部をやっていくというのはなかなか厳しいでしょうから、何を優先するかということによってそれぞれの地域が選択してやっているのだと思いますので、まず私どもの地域、にかほ市においてニーズの声が出ているところから取り組むというのが、まず順番としては正しいのではないかなというふうに判断はしております。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 通告外というふうに捉えたと思うんですけども、一応私はこの本荘由利地域定住自立圏協定の中で取り組むという考えの中では、例えばJ A秋田しんせいというのは、いわゆるにかほ市も由利本荘市も同一管轄ですから、そういうことで考えられないかということにちょっと結びつけたかったんですけども、この件につきましては後日、一般質問とかの機会でご改めて質問させていただければと思います。

それでは、2に移りたいと思います。新規就農者について。

農業においても農業人口の減少や高齢化、後継者不足が大きな問題となっています。秋田県の農業人口は、2015年で5万4,827人と10年前に比べて約3万6,000人減少しています。高齢化は進んでおり、今後引退する人が増えれば、農業だけでなく地域全体の衰退にもつながります。

しかしながら新規就農者に限っては増加傾向にあるようであります。日本の49歳以下の新規就農者の変化を見ると、2014年以降、4年連続で2万人を超えています。秋田県で見ると2017年度の新規就農者は221人に上り、5年連続で200人を超えており、高齢化、担い手不足が深刻な本県農業にあって新規就農者が継続的に200人以上となっていることは、将来にとっても大きな力となり得ます。そこで以下について伺います。

(1)221人の25市町村別の内訳はどうなっているかお伺いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 2、新規就農者についての御質問に対しては、担当の方からお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、2017年度の新規就農者221人の県内市町村の内訳についてお答えさせていただきます。

市町村別の主な内訳につきましては、上位3市については、横手市32人、秋田市27人、大仙市26人となっております。下位につきましては、小坂町、藤里町、東成瀬村が0人となっており、上小阿仁市、八郎潟町が1名となっております。

にかほ市につきましては、数の順番でいきますと13番目となっております、5人の方が新規就農されているという状況でございます。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） それでは、(2)ですけれども、当市の新規就農者の出身形態、実家が農家で他産業からのUターン、農家出身以外の新規参入、新規学卒者などの状況はどうなっているか、お伺いします。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） にかほ市における出身形態でございますけれども、新規就農者5名の出身形態としましては、新規学卒者が2名、Uターン就農者が2名、新規参入者が1名となっております。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） (3)新規就農者の就農形態といたしますか、農業法人の従業員、個人農家、それから営農組織など、この状況についてお伺いします。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） この5名の新規就農者の就農形態でございますけれども、自営が3名、農業法人による雇用が2名となっております。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） (4)当市における国・県等の支援制度、農の雇用事業、青年就農給付金制度の活用等についてお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 国・県などの支援制度の活用状況につきましてでございますが、農業次世代人材投資事業交付金、これは旧青年就農給付金ですけれども、1名となっております。

農の雇用事業の活用者につきましては、ございません。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 私、この制度というか事業、給付金というのは、ほとんどの方が受けておられるかと推定してたんですけども、1名の方しか受けていないということですけども、例えば農の雇用事業といたしますと、120万円が2年間、それから青年就農給付金制度というのは150万円、それから県の補助金ですと就農後3年間とか、いろんなものすごい特典というか条件あると思うんですけども、これのPRというのはきちんとされておられるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） PRにつきましては、新規就農を希望、または計画している方が農林水産課においてになりまして相談される、またはJAに向かって相談される場合が数多くございますけれども、現在、農林水産課には就農アドバイザーがおりまして、そのような仕組み、補助制度、全て指導しながら相談に乗っているという状況でございます。

また、フロンティア事業につきましては、広報によって募集をかけているという状況でございます。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 再質問一つさせていただきたいんですけども、3月2日と3日に東京都内にかほ移住&就業相談会というのを開催しておりますよね。それで、その内容は農林業に関することでもいわゆるアドバイザーも連れて、JAも連れていったということですけども、こら辺の成果と申しますか、感触と申しますか、それについてお伺いしたいんですが。

●議長（佐藤元君） 商工政策課長。

●商工政策課長（斎藤和幸君）　こちらにつきましては、商工政策課が担当しております移住Uターン推進協議会が農協さんとか市の就農アドバイザー等と一緒に開催しております。その中で、今手元に正確な資料がなくて、厳密なところで若干誤りがあったら御了承願いたいのですが、初日につきましては、10名の方がおいでになりました。その中ではセミナーと申しまして、プロジェクターを用いてこちら側からにかほ市の説明や農業や林業の説明を一方的にするというだけの時間帯、とそのほかに、それが終わったら個別相談するという時間帯に分けられておりまして、後半の個別相談をされた方は、大体そのうち半分ぐらいの方で、その中で今、議員がおっしゃったような国や県、市の就農制度につきましても就農アドバイザーを中心として詳しく御説明していますし、にかほ市の農家の方も一緒に参加していますので、その方からの体験といいますか脱サラして農業を始めた体験などを詳しく説明いたしております。翌日は別の会場で行ったのですけれども、ほぼ同じような内容で開催しておりまして、参加者も大体、約10名の方の参加で、直接相談を受けられた方はそのうち半分ぐらいということになっております。

●議長（佐藤元君）　11番。

●11番（佐藤治一君）　いずれにしましても、新規就農者は、いわゆる大きな意欲を持って農業に参入してきております。行政、農業団体、地域がバックアップしながら、地域農業に合う人材となるように育てていく必要があると思いますので、ひとつ今後ともよろしく支援の方、お願いしたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。

●議長（佐藤元君）　5番は――、暫時時休憩します。

午前10時51分 休 憩

午前10時51分 再 開

●議長（佐藤元君）　再開します。

11番。

●11番（佐藤治一君）　失礼しました。

(5)当市で、いわゆる先ほど申し上げました国・県等の制度に嵩上げする考えはないかお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君）　農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君）　国・県制度の嵩上げについてでございますけれども、にかほ市の新規就農者に対する支援としましては、事業名を申し上げますが、農業夢プラン応援事業、未来農業のフロンティア育成研修事業、地域で学べ農業技術研修事業、元気な中山間応援事業などの補助事業に対しまして、嵩上げや協調助成を行っております。そのため、現段階では、さらなる嵩上げについての計画はございません。

また、市では、補助金以外にも支援を行っております。

農林水産課内には就農アドバイザーがおり、就農に関する相談、指導、就農後の営農等に関する

相談、指導など、細やかに対応しております。

さらには、農林水産課農業振興班、農業委員会、就農アドバイザー、JA担い手戦略室、由利地域振興局農業振興普及課などが連携、情報共有して支援しておりますし、新規就農者の営農状況の確認、指導、助言なども個別に行っているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 御答弁ありがとうございます。度重なる不手際ございましておわびを申し上げます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

●議長（佐藤元君） これで11番佐藤治一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開を11時5分といたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時04分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、6番齋藤進議員の一般質問を許します。6番。

【6番（齋藤進君）登壇】

●6番（齋藤進君） おはようございます。それでは、先に提出しております一般質問通告書に沿って私の質問をさせていただきます。

農業を維持することは観光資源を維持することに直結します。そうした視点から、にかほ市の観光と、そのかたわらで営まれている農業との関係について考え、質問したいと思います。

質問は大きく二つに分かれております。

最初に1、観光と農業、観光資源を下支えする農業の営みの重要性と今後について質問いたします。

農業を営まれている皆さんには、「我々には観光、観光客、関係ねえべ」と思われている方が大半かと思われま。にかほ市は、農工一体、第1次、第2次産業がバランスよく支え合ってきたまち、どちらかという第2次産業が支えてきた産業のまちと言えるでしょう。

さて、にかほ市の面積は241.1平方キロメートルで秋田県全体の面積1万1,610平方キロメートルの約2.1%、県の25市町村の中で14番目に位置し、その中の農地面積は、遊休地を合わせて約3,700ヘクタール、市全体に対する割合は約15%になっています。県全体の農地面積14万9,000ヘクタールですので、県全体とすれば約2.5%程度というふうになっております。

この農地のスペースで一生懸命頑張っている就農者の平均年齢は、昨年データで63.6歳となっております。私の見た感触では、実際に現場へ出ている就農する方の年齢は、もっと高いのかなというような感覚でおります。平成の先の時代へバトンを繋ぐために、一生懸命取り組んでいるところであります。

このように決して広くない、むしろ狭いにかほ市のエリアには、南に鳥海山、西に日本海を望む

山と海に抱かれ、また、日本海から鳥海山山頂2,236メートルまで、直線距離にして約16キロメートルと国内では最も短い位置に2,000メートル級がそびえる、稀にみる日本列島の縮図のような環境全てが存在いたします。そして、山の幸、海の幸が両手を伸ばせばすぐに届くかのような大変恵まれた環境下にあります。この環境は、鳥海山・飛島ジオパーク構想の中に位置し、関係する4市町村で自然や文化をさまざまな分野で生かし、地域の発展にも繋げていくことを目指しています。この構想を維持していく上で大切なのが自然環境の保全であると考えます。

鳥海山や里山の裾野に広がるのは、主に中山間地域で営まれている稲作中心の農業です。その美しい山容を春は田植えの水面に映し出し、夏は青田が風にそよぎ、緑の海にそびえ立つかのように、そして、黄金色に染まる秋には黄金の大地の上にそびえ立つかのように、また、真っ白な雪に覆われる冬は、ひときわ雄大にその四季折々の姿を引き立てているのが農業のかかわりと言って過言ではないでしょう。しかし、その農業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展による担い手不足、農村活力の低下、農産物価格の低迷や国民の食に関する嗜好の変化などによる主食用米の需要量の減少、ここ数年では異常気象による減収など現在作付けしているほ場の維持もままならず、減反せざるを得ないほ場の維持管理、遊休農地の維持管理など、その対応は容易ではありません。

このような農業情勢の中で昨年度、由利地域の農業を維持・発展させていくためには、農業者の強い経営発展意欲と創意工夫による、夢と希望の持てる農業経営を進めることが急務として、担い手農業者が一堂に介し、今後の農政の発展を見据え交流を図ることにより一層の経営発展の契機になることを目的とした「第1回由利地域農業者発展フォーラム」が開催されました。会場を見渡すと高齢者が多くを占めていた状況でした。その中で「新時代を勝ち抜く！攻めの農林水産プロジェクト」が示され、数ある支援、応援、対策事業の中で「元気な中山間農業応援事業」の取り組みが紹介されました。条件が不利な中山間地において一定の農業所得を確保できるよう、地域資源を活用した特色ある農業や食ビジネスの展開を市町村と一体となって支援するという事業です。中山間地域は、ほ場整備などによる効率的な土地利用ができず、ほ場規模は小さく、10アールから20アール、また、10アール以下のほ場も多くあります。湿田で水はけが悪く、表土が少ない、ほ場に転石などが多いなど、現状では転作作物による収穫収益の確保など困難な状況下にあるほ場が多くを占めます。ましてや将来、担い手の高齢化、労働力不足を補うための期待が高まるAIやスマート農業などの実用化も条件的に大変厳しいところです。この事業による中山間水田畑地化整備事業、水田の畑地化に必要な暗渠排水や土層改良客土、土壌改良などの水田の畑地化に必要な基盤整備等を規模の大小にかかわらず行うという、ほぼ諦めかけていた中山間農地に光を当てる画期的な事業であると大きな期待をしておりました。

ところが、申し込みやヒヤリングを行い、事業開始年度に入るや否や、県による採択基準等の変更により事業が白紙になったとの説明に、多くの担い手や農業従事者は、未来への可能性に対する意欲をそがれるような状況となりました。大変残念な結果でした。まさに、朝令暮改の思いです。

市長の公約に「1次産業の未来に投資」にかほ市として国や県の動向を注視し、また、農家の皆様からの意見や要望を市の施策に反映させ、関係機関と連携しながら、にかほ市の農業をより発展させてまいりたいとの考えを示しております。

前述にあるように、にかほ市の農地は秋田県全体の2.5%程度、その中でも中山間協定面積は792ヘクタールで約20%余りです。これまで地域農業を維持するために何とか維持してきているものの、一部で管理しきれていないほ場も目につくように感じます。にかほ市独自の農政により、中山間地域の農地が将来の担い手の足かせにならないよう、また、ジオパークの持つ環境が衰退しないように、若者がこの町で農業を生業として生きたいと思えるような魅力あるにかほ市の農業をつつこつていく必要があります。そこで質問いたします。

(1)「第2次にかほ市総合発展計画前期基本計画」は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間としていて、基本構想実現のための施策の方向づけを示すとしていますが、その中の農業分野の各種施策について伺います。

①約2年間が経過した現時点で、それらのことに対して評価に値する施策と、進まない施策について、主なものを挙げてください。また、それらの数値もお伺いいたします。

②高齢化が進む現状で、これまでのように5年、10年のスパンで推移などを見きわめてから次の施策を考えては手遅れになると思います。前期計画の中間年を迎えるにあたり、今後の3年間の対応方針について考えをお伺いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤進議員の一般質問にお答えさせていただきますが、(1)①、②とも担当の部長の方からお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、齋藤進議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、総合発展計画に数値目標を示した施策の状況について説明いたします。

認定農業者数は、平成33年目標260人に対しまして、平成31年1月現在で251人で、96.5%の達成率でございます。集落営農組織数は、目標17団体に対し、平成31年1月現在21団体となっており、123.5%の達成率、農業法人数は、目標18法人に対して、平成31年1月現在で15法人で、83.3%の達成率、花卉年間販売額は、目標1億5,000万円に対しまして、平成30年実績は約1億4,500万円となっており、96.7%の達成率、野菜と花卉合わせての販売実績は、平成29年が約2億3,070万円、平成30年が約2億2,700万円となっております。以上のとおり、農業の担い手確保や花卉の生産は順調に推移していると考えております。

御質問でございます評価に値する施策、進まない施策についてですけれども、農林水産課としましては、それぞれの施策が補完し合いながら農業振興に結びついているものと考えております。結果という観点から申し上げますと、本市の農業産出額は、平成28年、農林水産省推計値では約30億6,000万円、県内17番目です。1位の横手市は約282億円で、3年連続1位となっております。2位が大仙市の約223億円、3位が由利本荘市の約124億円となっております。農地面積の違いもありますけれども、横手市は品目別では米以外の4品目で全て1位となっておりますし、由利本荘市では、畜産で5位、花卉でも2位となっております。このデータにおきまして上位にランクされている市町村は、園芸などを中心に生産拡大を図って複合経営を推進した結果としております。

また、作付け別経営体の状況ですけれども、にかほ市では稲作が96%ですが、横手市では90%を切るような状況であります。

また、専兼別農家数におきましても、本市で平成17年と平成27年を比較しますと、販売農家数では1,343戸から885戸で458戸、34%の減、専業農家は145戸から178戸で33戸、23%の増となっております。1種兼業は171戸から127戸で44戸、25%の減、2種兼業で1,027戸から580戸で44%の447戸の減となっております。2種兼業の減少につきましては急速でありまして、大規模農家へと流動化が図られている結果でもありますし、しかしこの反面、農業の現場では、高齢化や労働力不足も指摘されております。今後とも複合経営の推進によって農家所得の向上と効率化を図るとともに、急速な農家戸数の減少に対応するため、農業就業構造についても情報収集、注視しながら施策を進めてまいります。

次に、(1)の②についてですけれども、前にもお答えしましたように、さらなる複合経営の推進と農業基盤の整備を図り、効率的な営農、農家所得の向上及び担い手の確保に努めてまいります。

複合経営の推進につきましては、今までの施策に加え、今回当初予算に計上しておりますが、整備された農地をさらに生かすために、畑地区において国・県事業を活用して複合経営に取り組むこととしております。また、ICT技術を活用してドローンによる生育状況の解析を行い、適切な施肥年管理を行い、収穫量の安定と向上を図ります。これは現在不足しているといわれる長年の経験値、これを補完するものとして期待をしているところでございます。

また、御承知のとおり象潟前川地区においては、来年度からの調査事業を目標に準備しておりますが、農業基盤の整備と複合経営の導入を行い、景勝地での営農を継続、振興していきたいと考えております。

なお、このほ場整備区域は、象潟川、市道前川象潟線、景勝地、天然記念物、ジオサイトなどがあり、極めて公共性が高い事業であるとともに、多くの課題解決につながるものと期待しております。

今後とも既存の施策を継続しながら、またその効果を確認しながら、新規施策もあわせて農業振興及び整備を図ってまいります。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） ただいまの答弁で、昨今、農地の集積化が進み、法人化や、それから営農組織、そういうものの組織化が進んでいる関係で個人的農家が減って、また、減っている割には農業収益が増えているという、そういう現実が今示されました。私が望むのは、農業全体を考えれば、今の説明は大変今後に希望が持てる話かなというふうに理解しています。

ただ、農業を守っていくには、収益力を上げるだけの施策では、私が先ほどから長くお話したように、地域全体を見渡したときに、ほ場の整備やら、それから複合化による収益が上げにくい山の裾野の広がる中山間地域、これをどうしていくかという大きな課題があるかと思えます。その利益性のない仕事をする環境としては、なければいいような、そういう細かい山間部の農地に対する施策を今後ぜひ考えて取り組んでいってほしいと思います。

続きまして、2の質問に移ります。

観光と農業、象潟・前川地区基盤整備事業に伴う、九十九島周辺の観光開発とインバウンドの受け皿についてであります。

今からおよそ330年前、当時ここは、九十九島は、潟湖に島々が点在し、その南側には鳥海山が屏風のようにそびえ、まさに素晴らしい景勝地でした。俳人松尾芭蕉は、門人曾良とともに江戸から奥羽を経て156日間、約2400キロメートルに及ぶ旅路の目的に、松島と並んでここ象潟を目指し訪れ、2泊3日の滞在の中で「奥の細道」に二つの句を詠みました。それによって象潟の知名度が上がり、多くの文人墨客が訪れるようになり、さらに多くの人々が訪れるようになりました。その後、今から215年ほど前の地震により、2メートルほど隆起し、潟は水田として生まれ変わり、現在に至っているわけですが、つまり、観光と農業は密接な関係にあるということでもあります。

近年、島々の周りの休耕田の管理が行き届かない状況が目につき、九十九島の景観が損なわれる懸念がありました。そこで今回の象潟・前川地区基盤整備事業です。かねてからの要望事業が、昨年平成30年5月に推進協議会が発足し、協議会員の御尽力により100%の関係者から同意を得られたようです。10月には同協議会から市に要望書が提出され、市では事業採択に向けて秋田県に対し申請書を提出、着々と計画が進行して関係者も事業の早期開始を待ち望んでおられると思います。この事業によって、これまで以上に九十九島が美しく写し出され、管理の面からも荒れる遊休地の発生も解消できるものと考えます。一石二鳥の効果が期待できます。そこで、この基盤整備にあわせたものを含め、3事業を提案するので市長の見解をお伺いいたします。

(1)「九十九島エリア内の電柱の地中化」です。

以前同じような要望があったかと思えます。今回は合わせ技で行うチャンスです。国土交通省で無電柱化の推進に取り組んでいます。整備対象地域については当初は、主に大規模な商業施設の街の顔になるような通りの整備を進めてきました。近年では、地域活性化や高齢化など社会ニーズが多様化してきたことから、中規模商業系地域や住居系地域、主要な非幹線道路における実施に加え、歴史的な町並みを保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化などに資する箇所においても無電柱化を実施しております。

無電柱化の目的に「景観・観光」、「安全・快適」、「防災」の観点から推進するとしています。「景観・観光」については、景観の阻害要因となる電柱・電線をなくし、良好な景観を形成しますとしていて、まさに私たちが普段から思い考えている内容でございます。また、埋設基準も緩和され、従前より浅くすることが可能になっています。今後、地震や大型台風などによる電柱の倒壊による緊急車両の運行不能や送電の遮断等、生活の混乱を招くことから、全国的にこの対策が進むのであれば、この機会に検討、実施することを提案いたします。お考えをお伺いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず(1)ですが、電線の地中化について、基本的には歩道に埋設するというのがルールですので、ほ場整備事業では、本来、道路幅員や構造に制限があるため、これには対応はできないというふうに考えております。

しかしながら、今回この事業に関しては、来年度から調査事業を申請しておりますし、議員の提案のとおり、九十九島周辺の環境整備については、今回の基盤整備にあわせて実施することが最も効率的であると思っております。今後は、基本計画策定とあわせて、担当課建設課を初めとする関係部署と協議行いながら、電線の地中化について検討してまいりたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） (2)に移ります。「象潟川の改修」についてです。

春に水田に満々と水をたたえ、あたかも往時の潟に島々が点在した、芭蕉が訪れた頃の景色によみがえる時期に、その景色に合うように、また、なじむように護岸などの改修を望むものであります。

また、象潟川の下流部に堰を設けて水深の調節を可能にし、船着き場を設け、屋形船が浮かべられ、船に揺られながら九十九島と鳥海山が眺められることができれば、画期的な観光開発につながりませんか。

安部首相の今回の施政方針演説の地方創生の中で「観光資源など、それぞれの特色を生かし、地方が自らのアイデアで自らの未来を切り開いていく。地方の皆さんの熱意を引き続き、1,000億円の地方創生交付金で応援します。」と述べています。

ぜひ検討いただきたいと思いますが、お考えをお伺いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)についてですが、象潟川の改修について、象潟川は2級河川です。県管理となっております。護岸等の改修については、今後やはり県と協議をしていかなければなりません。今、議員の御提案にありました堰、あるいは船着き場の設置についても、当然河川管理者の県と協議をして許可が必要となります。しかしながら、水をせき止めて船を浮かべられる水位となると、ほ場の排水不良や逆流が懸念されることから、現段階においてはその堰を作ってのやり方については、大変厳しいものかと考えております。

しかしながら、一つの方策としては、例えばため池を設置しながら往時の潟を少し再現することもできるのではないかなというように多少考慮には入れております。しかしながら、本来のほ場整備ということについての機能が損なわれるものであってはならない。その部分が損なわれてしまえば、補助対象からも外れてしまいますので、そこら辺はやはり気をつけながら検討していきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） それでは、最後の質問に移ります。(3)「上郷小校舎を活用した施設整備」についてであります。

今、日本は平成のその先の時代に向け、また、2020年、2025年の世界的イベントに向けて力強く前進しております。私たちの暮らす地方も同調して進んでいかななくてはなりません。私たちの子どもや孫の世代のためにです。

日本は海外からの観光客の目標を2020年に4,000万人としています。観光立国によって観光は全国

津々浦々、地方創生の核となる一大産業と位置づけています。今後、我がまちもインバウンドにより観光客の増加が見込まれ、経済効果やまちの活性化にも大きな期待が寄せられますが、その受け皿としての宿泊施設が満足できる状況にないのではないのでしょうか。

そこで、私が9月議会の一般質問で持続可能な地域づくりの中で上郷小学校の利活用について同様の提案をいたしました。再度、にかほ市公共施設等総合管理計画の中の空き校舎の利活用について、最近普及してきているコンバージョン建築——建物の用途を変えて再利用する——などにより、上郷小学校を宿泊施設プラスジオ関連施設にすることを提案します。ここも鳥海山と農業の営みの中にあります。

また、昨年の6月議会での同僚議員の質問に対して、上郷小学校についてはジオパーク関連施設、民俗資料、伝承芸能関係資料保存施設、鳥海山のPR施設などの複合施設のほか、グリーンツーリズム体験施設や賃貸借などの民間活用施設が挙げられておりますが、具体的な検討などは、その時点ではまだ行っていないとの答弁でありました。その後の検討の進捗と前に述べた提案について、考えをお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)の御質問にお答えをさせていただきます。

議員も御存知のように、平成30年3月に閉校した上郷小学校については、その後、上郷地区の地域振興協議会による上郷まつり、あるいはいちじくの生産者を中心とした実行委員会によるいちじく市などを開催し、活用されております。

今後は、さまざまな機能を集めた複合施設としての整備を検討したいと考えております。主なものとしては、一つ目が情報発信の拠点です。自治会、商店、企業、市役所がそれぞれの事業などを紹介する動画を作成し、動画投稿サイトやSNSを発信するといったようなものであります。

二つ目としては、まちづくりについて学ぶオンラインスクールの拠点であります。全国各地でまちづくりの最前線で活動する事業者を招き、講義をオンラインで配信して、全国各地から受講した若者を生徒として募りというような内容のものでございます。年数回のかほ市来訪を必須とすることで関係人口の創出も図られるというふうに考えております。

三つ目として、米や野菜、山菜などの地域の農産物の直売機能です。議員が9月定例会で質問されたように、上郷地区を中心に市内各地から農産物を集約し、新たな収入源をつくり出すものであります。小ロットでも出荷できるよう、農家への支援を進めていきたいと考えております。

四つ目として、本やインターネット環境に囲まれた交流の場の創出です。学校や各家庭にある書籍を集約し、カフェ機能などを併設しながら子どもやお母さん、中・高生などが集まれるような空間づくりを進めていければなというふうに考えております。

しかしながら、今後検討を進める中で、地域住民の意見をいただかなければなりません。さまざまな利活用の可能性を探りたいなというふうに思っております。今、私の方で挙げさせていただいた内容についても、これをやはり地域の皆さんとコンセンサスが一致しないとなかなか進められないところがありますし、来年度事業の中に上郷小学校の利活用についての調査事業も予算を入れて

おりますので、今後の利活用について専門家の意見を聞きながら、人が集まれるような施設整備を検討していきたいというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） 私から上郷小学校の利活用について一つ大きな提案をさせていただきたいと思っています。

実は今、国の農林水産省で平成31年度農産漁村振興交付金という制度を設けております。これは平成31年度農産漁村振興交付金、農泊推進対策、それから農泊推進事業、人材活用事業及び施設整備事業を公募するとしております。公募対象事業の概要としては、農泊を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置づけ、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農産漁村に呼び込み、宿泊者や農林水産物の消費の拡大を図るため、農泊をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取り組みを支援するとしています。つまり、上郷小学校を宿泊施設にするという、こういう事業がこれに当てはまる事業となります。そして、事業規模としましては、事業主体が都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業団体とありますので、市町村も当てはまることとなります。目的及び趣旨においては、先ほどと同じような内容になりますけども、農産漁村において人口の減少、高齢化、社会インフラの老朽化に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では農産漁村の価値が再認識されています。こうした中で農産漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農産漁村の双方から農産漁村を知ってもらう機会を創出するとともに、農山漁村が持つ豊かな自然や食を農業やその関連産業のみならず観光、福祉、教育などにも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくということがうたわれております。このため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の拡大に結びつける取り組みまで総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進する農山漁村振興交付金を交付するとしております。

この宿泊施設にするための施設整備事業については、助成額の上限を2,500万円とする。ただし、古民家、廃校舎などの遊休資産を改修するものについては、次に挙げるAからEまでの要件を全て満たす場合には、助成額の上限を5,000万円とする。さらに、遊休資産を改修するものについては、AからHまでの要件を全て満たす場合には助成額を1億円とするとしております。その項目としましては、A、対象施設について、現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途に供していない施設などの遊休施設を有効活用するものであること。B、地域で取り組む農泊の推進に資する用途をともに供する改修であること。C、地域に所在する既存の施設との調和を図り、また、当該施設と連携して地域で取り組む農泊を推進するような一体的な事業実施計画であること。D、改修後の対象施設について、自然環境や地域の景観に配慮したものであること。E、改修後の対象施設について、文化・歴史などの地域の特性及び魅力を生かしたものであること。F、対象施設については市町村が所有権を有し、かつ事業完了後も引き続き市町村が所有権を有すること。G、改修後の対象施設について、主たる用途が宿泊施設であり、かつその施設規模が事業の実施に当たり適正

なものであること。H、対象施設から10キロメートル以内の地域において、観光客の受け入れを主な目的とした事業実施計画に含まれない宿泊施設が存在しないこととなっており、今回の上郷小学校を宿泊施設に整備するということは、まさにこの農林水産省が今進めている交付金に値するというふうに考えます。ただし、この公募については平成31年2月1日から同年31年3月15日までとなっており、本日8日ですので、日数的には大変少ないのでありますが、このような事業を考えてみるのも一つかなというふうに提案したいと思います。以上で私の質問を終わります。

- 議長（佐藤元君） これで6番齋藤進議員の一般質問を終わります。
昼食のため、休憩いたします。再開を1時とします。

午前11時50分 休 憩

午後 1時00分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行いたします。次に1番齋藤光春議員の一般質問を許します。1番。

【1番（齋藤光春君）登壇】

- 1番（齋藤光春君） 1番齋藤光春です。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、市長におわびしなければいけないことがありまして、先日の会派質問の際、実はその会派質問の原稿の中に、本日質問しようと思った原稿が混じってしまいまして、再質問の際に市長を混乱させてしまったことを、まずもっておわびいたします。

それから、お配りしております質問通告の中に私の記載ミスがありますので訂正していただければと思います。1の(2)の5行目です。「個人市民税も同期の比で——」というところですが「2億1,282万円」と記載してありますけど、これは「1億5,826万円」の誤りですので、訂正していただければと思います。

まことに失礼いたしました。よろしいでしょうか。——それでは、本題に入らせていただきます。

最初に、1の、にかほ市の財政再建ということにありますけど、これは財政再建とかなり厳しい言葉を使っておりますが、これは本市が財政再建団体であるということの意味でありませぬので、今、私が述べる話を聞いていただいて本意を理解していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、ここ平成30年度と平成31年度の予算編成の概要というのを見させていただきました。この中に平成30年度の本市の予算編成に当たりということと、平成31年度の本市の予算編成に当たりというところがありまして、そこを見せていただいております。その中にある実質収支、こちらの方、平成30年度が約2億2,772万円、平成31年度が約1億7,855万円、実質単年度収支、約6億4,345万円、平成31年度が約7億5,274万円と、単年度収支でいきますと、その中に記載されているものが平成30年度で約2,572万円の赤字、平成31年度は約4,918万円の赤字というような形の書き方をされています。これは恐らく収支やられて、まだ決算なっていませんけどそういうような形で記されて、どち

らも前年度に比べて「やや悪化」というような表現がなされております。

確かに平成20年度の公債未償還金が約200億あったのに対して平成29年度には未償還残高が約162億円と減少しております。これらの説明の中で健全団体とされる数値内で確実に改善されていますという説明がなされております。

債務の返済というのは、自主財源がしっかりと確保できて初めてなされるものではないでしょうか。それがなかなかできない状況での健全な財政というのは、ちょっと言いがたいような感じを受けます。未来あるにかほ市の創生に向けて、本市の財政の健全化を維持していくためにということで、強い言葉であります但し財政再建という表現をしたところでもありますので、これを御理解していただければと思います。

本市で本気で打開策を考えて取り組まなければ、いけなければますますの財政悪化が見込まれるということでもあります。それで、私もいろいろ勉強させていただきまして、平成30年度の決算が確定しておりませんから、平成20年度から平成29年度までの本市の年度ごとの一般会計の比較検討をさせていただきました。その中で見えたのが一般会計の歳入決算についてです。平成20年度と平成29年度の比較だけで話させていただきます。

平成20年度、一般会計は約148億5,443万円、平成29年度で約150億6,104万円と、余り変わりはないようです。しかし、自主財源を比較してみますと、平成20年度、約53億2,350万円、平成29年度、約41億5,903万円、約11億6,447万円の減になっております。その中で一般会計における自主財源の占める割合を見てみました。平成20年度で35.84%、平成29年度で27.61%と財源の比率が下がっております。70%以上を交付税や国・県支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況であることが分かります。今後、さらに一般会計の歳入が減収することになれば、本市が進めている総合発展計画、こちらの方にたくさん載っております、第2次の方。この計画が果たしてうまく実行されるのかという懸念があるわけです。また、公債の方の返済もままならなくなるのではないのでしょうかということです。

これは先ほど佐藤治一議員もおっしゃいましたけど、一般質問の提出期限が14日でしたので、予算の説明があったのがその後でありますので、ここの(1)のところ、次のような質問に変えさせていただきます。

(1)この財源が依存財源に頼らなければならない状況の中、今後、交付税や国・県からの支出が減額される可能性と、先の予算説明でありました。それに対して、減額された場合の対策として具体的にどのように市政運営していくつもりなのか、市長の考えをお聞きいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

冒頭で議員もおっしゃったように、財政再建という言葉が使われたことについては、私からも何がしかの一言申し上げなければならぬというふうに思っておりましたので申し上げさせていただきますが、今、議員がおっしゃった内容に基づけば御理解はさせていただきますが、ただ、議員の立場として使われる言葉としてはふさわしくないと云々ざるを得ません。これを一般的にやはり流

布されてしまっは、議員の発言の重みというのはやっぱりありますので、慎重に使っていただきたいと思います。特に財政再建という言葉は、悪化した財政状況を改善させることを一般的に言うわけですから、にかほ市としては財政再生団体と言いますけれども、財政再生団体ではありませんので、財政再建という言葉を使うには適当ではないということを御理解いただきたいと思います。ですので、この言葉については慎重に使っていただきたいと要望をさせていただきたいと思います。

それでは、交付税や国・県からの支出の減額見通しと、その対策につきましてということに対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに1、本市の財政状況についてお話をさせていただきます。

本市では、これまで財政改革大綱に基づき、職員削減による定数管理の適正やスクラップアンドビルド、これにより徹底した歳出削減、あるいは市債の積極的な繰上償還を実施してきて、将来負担の軽減を図ってきたということについては皆さんにも以前からお話をさせていただいております。

その結果、平成29年度決算においては、先の9月定例会で報告したとおり、財政健全化の指標である実質公債費比率、熱回収施設本体建設工事に係る市債の元金償還開始などにより、前年度比で0.6%増え9.6%となりますが、将来負担比率においては市債残高の減少に加え、交付税措置の有利な市債の発行などにより11.5%の改善、77.3%と国の示す基準以下となっており、着実に改善していると言えます。

また、実質単年度収支においても7億5,274万円の黒字であることから、現在のところ財政状況は健全な状況であります。

さて、(1)の御質問の交付税や国・県からの支出の減額見通しについてお答えをさせていただきますが、本市の歳入の約4割を占める地方交付税につきましては、普通交付税が合併特例加算の段階的縮減により、特例期間が終了する平成33年度には48億円前後まで減少する見込みであり、特別交付税についても近年増加している大規模災害の影響などにより、減少傾向にあります。

また、国・県支出金の負担金については、その性質上、国または県が当然の義務として負担するものであるため、事業量の増減に応じて変動するものでありますので、また、補助金についても政策的な影響を受けやすいことから見込みを立てづらいというのが正直なところであります。

次に、減額された場合の対策についてです。

交付税の減額につきましては、以前から想定しているものであります。歳出面においても少子高齢化の進行などによる社会保障費の増加や公共施設等の老朽化対策等の経費の増大、加えて、消費税引き上げによる歳出増加などが見込まれるため、厳しい状況が続くということは見込みをお示しはさせていただいております。そのため、今後の財政運営に当たり、歳出については引き続き行財政改革大綱に基づく行政経費の縮減に取り組むとともに、公共施設等総合管理計画、個別施設計画の策定による公共施設のマネジメント強化により施設の最適化、改修時期の平準化を図るなど、さらなる歳出抑制に取り組みながら効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、歳入においては、市税収入等の安定確保はもとより、ふるさと納税の取り組み強化や未利用公有財産等の売却、貸付、広告収入などの新たな財源創出を積極的に推進し、新規事業等を実施

する際には、未来創造基金などの特定目的基金や交付税措置の有利な地方債を有効に活用するなど、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） それでは、再質問させていただきます。

今お話いただきましたけども、債権というのは、これは借金であります。それから、この歳入に関しまして設けられています歳入金、こちらの方はいずれ基金からの流用とか貯金からの使い方でのものと様々な使い方ということでお聞きしておりますけども、そうやってきた場合、今ここに年度のずっと財政の推移を私調べてみましたけれども、まず市民税、特に主となるのが市民税の収入だと伺います。それが例えば平成20年であれば35億8,618万1,000円、これが市民税としての自主財源の24%で、平成29年度にはそれが27億6,014万3,000円、こうなると市税の割合が18.3%になっております。ここで8億2,000万円の減が生じております。これの内訳を見てみますと、市税、個人の方は平成20年度で、10年間で比較しておりますので11億5,445万6,000円、平成29年度、9億9,620万1,000円と、こちらの方では約1億5,000万円の減になっております。これは景気に左右されます。前にもお話いただきましたが、前年度よりは上がっております。これは当然整理されて、某企業等が景気が良かったと、それで所得収入が上がったということだと考えられます。ところが、同じ市税で法人税を見てみますと、平成20年度、5億4,853万5,000円、平成29年度には1億3,726万9,000円になっております。この中で4億1,000万円の減、10年間です。これは、今現在で10年前と比べますと25%になっている、4分の1に減っているということです。ここまでの、なぜこうなったか。やっぱり企業ですよ。減少した、大手企業が移られたということが大きな原因でないかと私は推測いたします。

このような中で財源を確保する、先ほど指標では黒字で健全だということになりますが、このまま進んでいくとすれば、補助金も少なくなる、また、人口も減少していくということになりますと、非常に自主財源が少なくなっていく。そのために私が先ほど、どのように考えるのかということをお聞きしたところであります。

そのところで、どのような対策という具体的なことが次の(2)にかかってきますので、次の(2)の質問に移らせていただきます。

これからのにかほ市の創生のために、総合発展計画が策定されています。計画に基づいて事業が遂行されてきましたが、事業は財源が確保されて遂行できるものであります。その中で市税の先ほどお話しましたが、この減少ですね、このようなことが大きく減少している中で、これはもちろん本市だけではなくて、日本の社会状況や世界の社会状況及び経済状況の急激な変化による企業の業績とかさまざまなものにあれしますが、この大きな問題を早期に解決しなければ依存財源の確保にはできないということです。それで、それを解消するためにかほ市の実情に合わせた具体的な税収の増、または確保などの財政の健全化に向けた施策について、具体的に市長のお考えをお伺いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まずもって質問の中で、法人税の減収が著しいのは、企業がなくなったからだというように御説明いただいておりますが、法人税が減少した主な要因としては、平成28年度においてTDK-EPICが本社に全事業部統合されたためであって、法人税割額等が見込めなくなったこと、平成29年度においては、TDKグループ連結子会社の合併に伴い、法人税割額等が見込めなくなったことが原因であります。

それでは、個人市民税及び法人市民税の具体的な税収の増、確保など、健全財政を維持していくための施策についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、本市の市民税は、平成20年度決算の約17億299万円をピークに減少傾向にあります。特に法人市民税については、平成20年のリーマンショック以降、平成24年度決算まで大きく落ち込み、その後一時回復はしたものの地元企業の工場再編などの影響により増収を見込めない状況にあります。また、個人市民税については、法人市民税で述べた要因に加えて人口減少が大きくかかわっており、景気が回復基調にある今日にあっても大幅な増収が見込めないという点については、議員のおっしゃるとおりだと思います。

本市では、これまで長期的歳入確保の取り組みとして、定住促進による人口減少の抑制、工業振興、企業等への支援、農林水産業への支援などに取り組んできました。今後もこれらの取り組みを継続します。人口減少対策に重きを置き、即効性のある企業誘致のほか、子育て支援の充実、住宅支援などを絡めた移住・定住対策の促進強化を施策の全面に展開していきたいと考えております。

にかほ市は、製造業が主な産業になっております。さまざまな産業がバランスよく存在していると考えております。各種施策を融合させ、バランスのよい施策展開を「オールにかほ」で取り組んでいくことが私は必要なんだろうというふうに思っております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 再質問させていただきます。

今おっしゃったとおり、さまざまなTDK——固有名詞申しわけありませんが、大手企業が移られたということで税収、それから法人税ということの減収ということはありますけれども、私はちょっとチェックしてみましたところ、法人税、先ほど言いました平成20年度は54億、その間に平成27年には35億ということになっています。そして平成28年度に20億というような形で、平成29年度が13億ということになっておりますけれども、確かにそういうふうにして大きな企業がなければ法人税も入らない。それに基づいて、今、企業誘致とかさまざまなことを考えられていると思いますが、それがなかなか進まない。どうやってその穴埋めをするのか、増やすのかということを考えていただければと思います。そんな中で、今お話いただいた、前からずっと話していますけれども定住、要するに人口ですね、そういうものを増やしていくと。それから、今ある既存の企業に対して補助金等を考えていろいろ育成していくと、それは本当にやっていただきたい。ただ、今、大手企業が来ないのであれば、今いる企業をいかにして育成、保持していくかということを実際に考えていただければと思います。小さくても零細の方、たくさん、80企業でしたっけ、そういうのありましたけれども、私も実は去年、軽トラック市ということで金浦ですけどもいろいろ調べて

みました。びっくりしたことに、何も無いと思ったところに、これだけの事業所がありますね。びっくりしました、これ。ということは、これだけ零細でも頑張っているところがいくらかもある。この人たちが消えてしまえば、またなくなるんですよ。活性化もできない。そうなったときに、もうちょっと今現存している企業を、しっかり保護していけるような施策をとったらいかがか。これは民間ではできない状況です、今であれば。このような予算化さまざまされています。

ところが、先日の補正予算等で見ますと、事業実績による要するに使われないお金みたいなのがかなりあります。それが返還されて初めて赤字にもならないし、黒字になるということであれば、余り行政なりの施策とか予算が意味をなさない、意味をなさないっていうのはちょっときついですけども、もうちょっと有効な施策をとったらいかがなものかということでもあります。

現に我々産建の方でいろんな企業訪問して見てまいりましたけれども、零細でも大手企業の方から信頼されて納品、ここまでやらなきゃいけないというようなことで頑張っているところはいくらかもあります。ところが、その人たちが企業の活性化なり、それから雇用なりと、それから増産なりということを進める上で、やっぱり元気がない、自分たちの持ち予算がないということが進めないということもあります。その人たちをもう少し援助してやれば、その法人税なり、また、雇用なりが進むということも考えられるのではないかと、これが一点であります。

それから、このような今、製造業ということだけでお話されていましたが、こちらの方で例えば農業、それから漁業への補助金なりで育成して行って財政の確保にも当たりたいと、それが全て市長の言う観光にもつながることであるということなどがお話されています。先ほど言った小さな企業でも加工技術や特殊技術でもって大手の信頼を受けているところ、それから例えば漁業であれば、一例を話しますと、今進められている川袋のサケの組合なんかでは、昨年度、放流して獲れたのが約4万匹、ところが今年は9万匹まで伸びております。そのような頑張っている企業を、もっとここは農業ではなくて漁業のまちであります。それを食べに観光客がやってくる。そんなところをもう少し考えた上での施策、観光なんかでも含めた施策を考えていくことも必要なんではないか、全てとは言いません。

それから、農業でありますと、今、米の方、例えば魚沼産のこしひかりとか、秋田であれば今、新しい品種がありますけども、そういうのを売り込んでもうちょっと増収していこうということですが、先日のテレビの中でミルクキーンでしたっけ、あれが都会では非常に評価されていると、おいしいということが言われています。それをここで扱っているというのは御存じですか。私の知り合いの方で扱っている方がいらっしやいまして、私が照会しましたところ、注文が結構きています。例えば、いちじくだけの特産品ということではなくて、まだまだ隠れた財産がたくさんあるんです。そういうのを生かした行政、例えばこの補助金なり、それから施策なりに盛り込んでいく。要するに、見えるところじゃなくて、もっとさまざま発掘するためにまわるというような施策のための予算化というのも必要なんではないかということを考えております。それでですね、この中で今――

●議長（佐藤元君） 齋藤議員、簡潔に質問してください。

●1番（齋藤光春君） 今、財政を支出するためにさまざまな施策、当然もうあとルールがあります

ので、出せないと思うんですが、そのようなことに対して今後、市長の方は新たに支援策みたいなのを設けてやっていこうというお考えはございますでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

まずもって、零細企業への支援等については、私も公約の中に載せさせていただいたとおりでございます。それに基づいて市政報告の中でも申し上げましたように、零細企業については設備投資に対する助成を維持しております。それ以外にも、先ほどの答弁の中でお話させていただいたように、人材の不足、働き手の不足を少しでも補っていただくということで外国人技能実習生等について、もし仮に必要とする零細企業があるならば、その手続等を何とかして負担を減らしてあげたいということで、先ほど言ったような団体の設立に向けて検討を始めているところでございます。

あわせて、地元企業への若者の就職が少ないということも工業振興会の皆さんからも聞いております。そういうことも含めて、地元の企業に若い新卒者の皆さんが手を挙げてくれるような環境づくりをしていかなければならない。一つには、今行われているようなインターンシップについても、さらにもっとやっていかなければならないのではないかというようなことについても調査検討をしているところであります。

それは今、工業だけの話じゃなくてということで議員もおっしゃったように、サケについても私も前から声高に叫んでおりまして、組合の方からの支援要請に対して補正をつけたりしながら生産のための施設整備のための支援をしておると。組合の皆さんの方から、こんなのがほしい、こういうものがほしいと適宜あったときに、その要綱に従って出せるものについては順次支援をしていきたいというふうに考えておりますし、そのようにもお伝えはさせていただいております。

議員のおっしゃるように毎年度不用額というのが発生します。不用額を単純に流用していいのかとなると、これについてはやはり厳しいところがあると。やっぱり年度当初に計画を立てるとなると、年度当初の中では先ほど来出ているように、財政上の試算がありますので、それに基づいて予算を立てて、その中で執行段階で請け差などが出てきて不用額が出たもの、これをじゃあほかの分野に勝手に使っていいのかとなると、これはまた大変な問題になってきますので、できるものできないものというのがないと、昨日もちょっとお答えしたと思うんですが、できるものできないものを見きわめなきゃならないだろうと思います。私も不用額を残した結果、黒字だというふうに胸を張るつもりもありません。やはり、もし仮にそれによって新たな需要が喚起されるということがあるとするならば、私はそれはそれで検討の余地はあるというふうに思っておりますので、それは今になってからじゃなくて前からもそう思っておりますので、そのことについてはお伝えをしていきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） また再度質問させていただきます。

私、流用ということではなくて、最初からこういう計画の中で組まれている、平成30年度と平成31年度の予算書を比較検討してみました。それぞれの項目について。ほとんどが同じような項目の中に予算が組まれております。新たに盛り込まれた事業に関しましても、これに関しては項目の名称

が変わったりとか、そういうような形で見させてもらっています。黄色が前年度と同じ、赤が新しい名称になっているということなんですけども、こうやって年度、同じようなことであれば、実際面、活性化向けにということについては、効果がないとはっきり言わせていただきます。いずれ、もうちょっと検討して、有効な予算配分なり使い方っていうのが必要なんじゃないかと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今、議員のおっしゃることについてですが、一つには継続することがやっぱり必要だと思います。やってきたものを、朝令暮改で、今年やって来年もうやめようということでは効果が現れてこない。ただ、一度始めた事業を長々と続けるのも、またこれは効果がないと思います。当然のことながら見直しをするようにというのは、厳しく指示はさせていただいておりますが、他方でニーズの発掘ということについて、当然新規で出てきたものというのは、いろいろなニーズがくみ上げられてきます、担当の方でも。商工会とかの、工業振興会との話し合いの中で出てくるものも多数あります。その中で政策として合致するもの、政策に向くものと向かないものがあります。そういうものも十分に吟味した上で一つずつ政策化してきているので、これを一気に10個、20個というふうに出せばいいですが、そうなるといろいろと予算上の問題も出てきますし、補助金絡みの問題であれば、私どもだけの関係で出てこないものもありますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。決してそこら辺について私どもが軽視しているわけではない。むしろ新たな支援策がないかというのは、常にアンテナを張って担当の方では一生懸命企業訪問等を行っているということは御理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今いろいろ考えていただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。と言いますのは、今、言葉悪いかもしれませんが、マンネリ化したような取り組みをしても、今もう間に合わなくなって大変だということで話させていただいているんです。是々非々で物を言わせていただきますので、先日もありましたが、金浦地区に施設を造るということでお話されたときに、勘違いされては困るんです。私は金浦の議員ではなくて、にかほ市の議員として、にかほ全体を見た意見を述べさせていただいていますので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

それで、人口のことでお話をさせていただきますけれども、また10年前との比較させていただきます。人口の方、減少は約4,000人くらいだと前から言われていますが――

●議長（佐藤元君） 齋藤議員、2に入っているんですか。

●1番（齋藤光春君） いや、まだです。――世帯数が60しかないんです。この中には若者が減っていると。世帯数が残って減少しているのはどこかと。稼ぎ手がない、その稼ぎ手を確保しなければ、この税収、要するに後々のこういう市税なんかのことも入ってこないんじゃないかと私は考えるわけですね。特に所得税とかそういうのも含めてです。ですから、このようなことについていろいろと雇用に対して対策を立てるといことですので、ぜひ先ほど言われましたその対策、よく雇用に関しても進めていただきたい。

それから、今、新たな事業を始めた会社の方で外国人就労者を雇用で連れてきております。その

人たちが金浦の方に住所変更で来ておりました。そこには私、出会ったことはありますけれども、そういう方たちも含めて、ここで就業していくのであれば、工業とか商業の活性化にはつながっていくのではないかとということで、ぜひそういうのも考えていただきたい。それでこの人員確保、要するに生産性の確保での自主財源の確保というの狙っていただきたい。

それで一つ余談で提案させていただきますが、外国人就労の教育という話ありましたが、例えば若者たちをこのとこに残すということも含めまして、例えば仁賀保高校あたりを利用して、その就労者に日本語だけではなくて文化ということも含めて教育なり勉強させてもらえれば、今度はインバウンドにつながる可能性もあるわけです。その人たちが帰った場合、自国に帰ったその家族なり。そうしますと、またこういう文化交流なり、それから人口、流動人口が増えたりとか、それでそれに伴った財政確保なんかもできるのではないかと考えるわけですから、そこら辺も同じその就労で、どんどんさまざまな考えを持っていただきたいということの一つつけ加えまして、次に移らせていただきます。

2の人口減少対策に関する移住・定住の促進についてであります。

少子高齢化、人口減少に関する問題というのは、これは国を挙げて対策に取り組んでいるところでもあります。しかしながら、なかなか有効な手だては見つからない、特効薬がないことは、誰しもが感じることであります。

にかほ市においても働き手の流出が、本当に先ほど言いましたとおり大きな問題でありまして、ところが本市の、今見ておきますと、出身者が実家に戻ろうとしても就職先が見つからない。それからその職種、やりたい職種も見つからない。これが現実です。だからなかなか帰ってこれない。また、帰ってきたときに就職先がなくて、実家にいると。そうなりますと、働かないで家にいるということは、家計の負担もかかるわけです。そういう家庭もまま見られますので、そういうところも含めまして、早期にこの雇用促進対策、市への定住・移住ということであれば考えていく部分でもあると思います。

それからもう一つがUターン者ではない方、ほかの地域から移住される方、施策については本当に各市町村でもそれぞれ独自の施策を練って進んでおります。

先ほど私も財政の健全化ということで市長にお叱りをいただきましたけども、私も一つ言わせていただきます。市長がコラムで「共食い」とか「パイの奪い合い」という言葉を出しております。ちょっとこれはいかがなものかと。炉辺談話で話をするのであれば、これはまだいいんですけども、配布物の中にこういう言葉がありますと、人が物になってしまいますし、やっぱりちょっと表現としては考えられた方がよろしいのではないかなと思われまます。この言葉は、8月のUターン推進協議会でも、それから前回の議会の中でも移住・定住に関することで表現されております。そこで、お尋ねいたします。

(1)市長は移住・定住に対してそういう言葉を言われましたので、本気でほかの市町村と競争して、にかほ市の定住・移住を進めるというお考えがあるのかどうかお聞きいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2の御質問にお答えをさせていただきます。

この「共食い」という言葉について、私もコラムの中で使うか使わないかは迷ったところであり、しかしながら、あえて私はこの表現を使わせていただきました。

広くに注意喚起をするということの意味であります。したがって、本気で移住・定住策に取り組んでいないのかと言われると、これは心外であります。本気でなければ今までのような市政報告でも、あるいは新たな予算の中での施策についても、あるいはこれまで取り組んできたことについても、全てが本気でなかったということになってしまいますので、当然のことながら本気であります。このことについては、むしろ言葉の使い方も一つ御検討いただきたいと思います。

その上で、(1)の御質問にお答えをさせていただきます。

人口減少の大きな要因の一つであります社会減の抑制、これは市の喫緊の課題であるということは、議員もおっしゃるとおりでございます。先ほど来、議員もおっしゃるように、広報2月1日号のコラムにおいても「私たちは人口減少という国難に果敢で挑んでいかなければなりません。移住・定住のための取り組みは最重要課題の一つですし、その手綱を緩めるわけにはいきません。」と書かせていただいております。本気で進める考えがあるのかないのかと問われれば、しつこいですが、本気であります。

市長就任後、移住・定住のさらなる促進を図るため、まずは市が目指す方向性と配慮すべき事項、市民や市内事業者のかかわり合いなどを基本理念として明確化するために、昨年4月に、にかほ市住みたいまち、移住・定住促進条例を制定いたしました。移住・定住促進は、住まいの確保、働き場の確保、子育て、教育環境、自然や地域に暮らす人々との調和など、多角的な観点から移住希望者へのサポートが必要と捉え、本条例では多分野が連携する横断的施策の推進、定住住宅取得等の奨励及び支援、市内就職等の奨励及び支援、子育て、教育及び福祉環境の向上対策及び支援の四つを施策の柱と位置づけ、行政のみならず地域の産業団体や市民の理解と協力を得た上で施策を展開することとしております。

また、条例の制定とあわせて、平成30年度に新たにフレッシュワーク奨励金制度や奨学金返還助成制度、あるいは移住者保育料助成制度などの支援制度を創設するほか、にかほ市移住Uターン推進協議会を設立し、金融機関や産業団体と一緒に都市圏にたびたび足を運んで移住相談会を開催するなど、具体化を図っております。

今後も本条例の理念に基づいて移住・定住施策をさらに充実させ、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 先ほど本気ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。こういうような文書を出されますと、何か客観的に評論的なものか捉え方になりますので、これはやっぱりどうかと思ひまして、改めて本気度を聞かせていただいたところでは。

そこで(2)に入ります。市長は本気で考えているということでもありますので、人口減少対策、移住・定住の有効な施策はどのようなものかと、先ほどお話しもいただきましたので、それについて少し、この(2)については質問というか再質問になるのか、こちらの方の質問になるか分かりませんが、

聞かせていただきますのでお願いいたします。

さまざまな施策が盛られております。こちらの方の予算の執行とか、その有効性というのはどれくらいあったのか。そしてそういうものを今年の定住・移住というのは、先ほどお話いただきましたけども、再度その中の人数と、それから、その使われた金額を教えていただければと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)について、(2)の内容、人数と金額というお話だったので、まずそこは担当の方で最初にお答えをさせます。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後1時46分 休 憩

午後1時47分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)の市長が考える人口減少対策、移住・定住施策の有効な施策はどのようなものか伺いますということについては、議員も今、認識されておりますように、市政方針とか先ほど来とか、前段の方の他の同僚議員の質問にもお答えしていますので、ちょっとかぶるんですけどももう一度お答えをさせていただきたいと思います。

移住・定住の施策には、議員が先ほど来おっしゃられるように特効薬というのは正直なところ、ちょっと厳しいなというふうには思います。本市を初め他の自治体でも、さまざまな施策を展開して移住・定住の促進を図っているというのが現状です。私どもとしては、多角的な視点、観点から、移住希望者の掘り起しやサポートを展開する必要があるというふうにも何回も何回もちょっとお答えさせていただいておりますが、そういう観点で取り組んでおります。

そのため、本市では平成30年度から新たな取り組みとして、従来、行政が担っていた移住・定住施策を行政と市内の民間団体と連携した「オールにかほ」で取り組むための、にかほ市移住Uターン推進協議会を昨年4月に設立しております。本協議会には、市役所の関連各課はもちろんのこと、商工業、農林水産業、観光業など各分野の専門団体が所属し、各団体の強みを生かしながら移住相談会での情報発信やお試し移住体験事業などを実施しております。今日御説明しましたように、農業関係の団体の皆さんと行っているというようなことでございます。

市のPRから移住希望者の暮らしや仕事、居住の相談など、ワンストップで対応することにより、移住・定住の促進が効果的に図られるものと考えております。また、平成31年度の新たな施策の一例としては、若者夫婦や子育て世代をターゲットとして、市内の空き家購入に対する奨励金の交付やアパート等賃貸物件への入居を希望する移住者向けの家賃助成等、ターゲットを絞った施策も一

部実施してまいります。

さらに、にかほ市移住Uターン推進協議会の活動を加速化させていくために、平成31年度の予算において地域おこし協力隊の募集を行います。地域おこし協力隊の有する都会目線でにかほ市の魅力や不足している施策を客観的に評価していただき、にかほ市の取り組みのブラッシュアップにつなげるとともに、都市圏のパイプ役を果たしていただけるような役割を担っていただきたいと思います。

なお、切り口は異なりますが、昨日の佐々木敏春議員の一般質問の際に、企業誘致の考え方について答弁いたしておりますが、IT関連企業やベンチャー企業の誘致にも積極的に力を入れております。都会からの理系人材やUターン者の受け皿となり、さらに周辺企業への波及効果が期待できることから、私を筆頭に積極的に今、力を入れて誘致活動を展開しております。

にかほ市が移住先や企業の立地先の選択肢として選んでいただけるよう、今後さらに切れ目なく、横断的、多角的な施策を講じてまいりたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、何人ぐらい移住されたのかということと、それからどのぐらいお金をかけたということでございますが、移住者に関しましては、昨日の一般質問等でもお話しておりますが、平成22年から現在平成30年の途中経過ではございますが、移住世帯数は61世帯、移住者数は152名となっております。それから、かけたお金でございますが、平成28年度からふるさと創造班、私どもの部の中に設置してございますが、平成28年のかけたお金というのは、今、手元にありませんので後ほど提出したいと思っております。平成29年度に関しましては、おおむねこの班の方では7款1項3目の地方創生費、これを活用して移住、Uターン推進に使っておりますので、その決算額と申しますのが1,170万円ということになります。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、61世帯、10年間で152人ということですが、その追跡はなされたものでしょうか。果たして、ずっとそれ定住していたものかどうかということですね。というのは、私が言いますのは、出入りの中にそれがどれくらい入っているのか、そうしないとこの移住・定住というのは固定化されないと私は考えます。といいますのは、先日もお話しておりましたが、第1次産業への就業を勧めていると。農業とか漁業とかというので勧めると。若者、それから家庭のですね、そういうので定住を進めたいという話もありました。ところが現実的に、果たしてそれが、ここに来てその人たちが生活していけるのかどうかということもしっかりと見ていかなければいけない。固定するまで、我々がもし政策を練るのであれば、補助もしていかなきゃいけない。といいますのは、例えば、私も近くの農家さんとか漁業関係者の方に数年手伝いに行っております。そこでよく聞かれるのは、農業であれば、機械を買っております。年収1,000万円あったとしても、その返済、それからさまざまな機材、そして肥料とか苗とかを差し引きますと、せいぜい残るのが200万とかで食べていけない。だったらアルバイトしたりとか、ほかのところで見つけていかなければいけない状態から、漁業であれば船主さんが一番問題なわけですね。漁に出なければ収入がない。ところが、基本給は乗組員に払わなければいけないと、そういうふうなことで、漁業、農業をやっ

てくださいということで定住・移住を推進したとしても、果たしてその人たちがこれで生活しているのか、それで定住していただけるのかということもあります。そうしますと、やっぱりそこら辺の支援なり、補助金なりというものを考えていかなければ、ただ、現存するその従事者たちが同じ貸与していただくお金を使うにしても使えない状況でもあると。だから、準備したものでも使えないまま返済されている、そういうものもあります。それから、そういうシステムなんかでも今後考えていって、有効な使い方、それからシステムを作っていたいただければと思いますが、そのようなことは市長、いかがでしょう。私の考えはいかがでしょう。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今、議員がおっしゃった現場の声に基づいたお話、これについては非常に私も懸念しているところであります。要は移住・定住対策とあって、そこに何が基本として、核になるところが何なのかというのを今、再検討しております、そこについて今、まだ申し上げるまでには煮詰まっていないので、大変申しわけないんですが、ある政策の中核になるターゲットは今、絞り込みをしようとしているところでございます。それに基づいて、議員のおっしゃることに対する懸念と申しましょうか、そのことはまさにそのとおりのことは、私と同じ視点で今捉えていただいているので、そのことについては私もやらなければならないことの一つだと思っております。すいません、中核の部分がちょっとまだ言えないので、大変申しわけないんですが、そこは御理解いただきたいと思っております。

追跡調査、お答えできますか。——お願いします。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 先ほどの数字でございますが、定住奨励金のベースで考えてございまして、定住奨励金の場合、過去3年以上にかほ市に在住したということで、まず基本的には3年間サポートしてございます。その後、また2年間、最低でもサポートしております。実際にはまだその後の部分にまで、今現在平成30年度ではきておりませんので、その後もサポートはさせていただきたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 時間がなくなってきましたので、市長と一緒に、同じことを考えていただけるということで、ぜひ進めていただきたい。そういうふうでなければ、財政なんかでも、それから減少対策でも進めないということで、最後にお話させていただきます。

例えば、この予算編成するときに、やっぱり前年度、先ほど比較して有効な、市政の対策に対して有効であるかどうかと、やっぱりしっかり吟味していただければと。前に6月でしたか——にもお話させていただきましたけども、同じ観光事業でも、例えば事業者が負担になるようなことを省いてやる、ブルーライナーの話させていただきましたけども、素泊まりしているのに、また500円出して行ってくださいって、そうすればうちはいくら儲けるのよって、そういうこともあるわけですね。そういうことも含めた例えば補助金なりとか、その執行、対策なりというのを考えていただければありがたいことだと思っておりますので、あとそれから、やっぱり先ほど言いましたとおり、地元がしっかりどのような状況であるのかというのを把握しなければ、私もそうですけど、把握し

なければ、いずれこういう大きな予算なり、大きな計画なりというのは分かりません。特にこの夢あるまちと、こういうような発展計画ありますが、全てが努力目標であります。必ずやるという義務の表現というのをやっぱりしっかりして、これは絶対やりますというようなところも、しっかりと出して予算編成なり、それから計画なりを出していただかなければ、ああこれは努力目標だ、やってませんよで終わってしまいますので、ぜひもう一度見直して、見直しが必要であれば5年間やらなくていいんです。先ほど市長言われたとおりでと思います。いくらでも変えたっていいんですよ。誰も文句言いませんよ。それくらい切羽詰まっているということは我々も認識していますから、いくらでも協力いたしますよ。もしそういうことでやるっていうのであれば。私は公人ですけども、いくらでもさせていただきます。それから、有効性のあるような使い方、建物建てる上でも、これが果たして後々いいのか、負の遺産にならないようなものをしっかりと考えて造っていただきたいと思います。特に金浦に言う屋内練習場とか、それから文化施設が負の遺産にならないような計画をもう一度練り直していただければと思いますので、いずれ我々議員も、それから市長も、職員も、全て市民のためにやる奉仕者でありますから、それは絶対忘れてはいけないことだと思います。我々のためにある議会でも何でもありませんから、このところを最後に申し上げて質問を終わらせていただきます。

●議長（佐藤元君） これで1番齋藤光春議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開を2時10分といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番。

●1番（齋藤光春君） 先ほど私が農業では食べていけないというようなことを言いましたが、これは違うのではないかとということですので、訂正させていただきます。

私は、今、手伝いに行ったところのうちからそういうような言葉も聞かれるということで発言しましたので、農業では食べていけないということではなくて、そういうような形でアルバイトしなければいけないという方もいらっしゃるということに訂正させていただきます。

それからもう一つ、先ほど追跡調査の件で後々という話ですが、まだ年度途中、それから施策途中ですので、今回はこういうふうに行っていると、調査しているということで言われましたので、そういうわけで私の方は了解いたしましたので、あえて資料提出しなくても結構ですので、よろしいでしょうか。

●議長（佐藤元君） それでは、一般質問を続行いたします。次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 皆さん、お疲れのこととは思いますが、最後ですので、どうかよろしく
お願いいたします。

初めに、子どもの虐待問題に関連してお伺いいたします。

昨日から今朝にかけて、国会での児童虐待防止法の改正や親の虐待による幼い兄弟の入院、
保護などの痛ましいニュースが流れておりました。

この虐待については、昨年5月の世田谷の子どもの虐待死、今年1月の千葉県野田市の虐待死と痛
ましい事件がまだ記憶に残っているとは思いますが、なぜ親が虐待するのかという観点からの解析も
必要だとは思いますが、今日は相談を受ける側の対応、体制について意見を交わしたいと思ってお
ります。

それでは1、子どもの虐待問題に関連して質問いたします。

千葉県野田市の小学校4年生の女儿が死亡し、父親の虐待が疑われている事件がありました。連日
のようにマスコミに、今でも取り上げられております。児童虐待防止協会理事長の津崎哲郎氏は、
「最大の問題は児童相談所、学校、教育委員会が子どもが出したSOSに気付いていたのに、応え
ることができずに救済のチャンスを逃してしまったことです」と述べています。家族が転居前にい
た沖縄県糸満市がつかんでいた家族の情報を野田市に伝えていなかった。子どもが勇気を振り絞っ
て書いたアンケートのコピーを親からの脅しに負けて渡してしまった。子どもが嘘の手紙を書かさ
れたことを児童相談所の職員は気づいていながら、引き渡し後の安全策もとらずに家庭に戻した。
それぞれの機関の対応のまずさと連携のまずさから見えてくるのは、子どもへの配慮の欠如です。
それぞれの機関に子どもを守るために必要な基本的な力量が欠けていたとしかいいようがありま
せんとしています。また、家に帰すべきかどうか判断するときに、適切な判断ができるようになる
まで最低でも5年から10年の経験が必要です。高度な専門性が要求される仕事なのに、人事異動のサ
イクルで専門性が育たないとの指摘もしておられます。

2018年警察庁のまとめによりますと、児童虐待の疑いがあるとして全国の警察が昨年1年間に児童
相談所に通告した18歳未満の子どもの数が前年比1万4,673人増の8万104人となり、過去最多を更新
したとし、10年前の13倍に上がっているとしています。また、警察からの通告以外も含め、全国の
児童相談所が2017年に対応した児童虐待件数は13万4,000件に上っているとしています。大変大きな
数字だと思います。そこでお伺いいたします。

①当市での相談などの数は、どのようになっておられますでしょうか。

②相談の対応は、どのような態勢をとっておられますか。

③「高度な専門性が要求される仕事なのに専門性が育たない」という津崎氏の指摘は、これは厚
労省へ向けての指摘ですが、どのように受け止めますでしょうか、お伺いいたします。

次に、能代市火災での消防士2名の死亡に――

●議長（佐藤元君） ④が残っていますよ。

●13番（佐々木春男君） すいませんでした。

④野田市の場合もそのようですが、虐待する親は暴力で子どもを支配していますが、それが虐待
だと認めない、そしてさまざまな手段を使って手元に置こうとする、このような難しい状況を想定

して、先ほど述べた津崎氏は、担当だけでなく専門職、医師、弁護士との連携も必要と述べておられますが、どのように受け止めますか。

次に2、能代市火災での消防士2名の死亡に関連して、お伺いいたします。

この冬期間、北海道で起こった大量のスプレーガスに引火した爆発火災、そして連日のように報道される家屋火災に伴う焼死事故、そして能代市における消防士の消火活動中の死亡事故の報道などは、特に記憶に残るものです。消防力の整備指針には、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするために消防力の充実、強化を図っていく必要がある。職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要があるとあります。私たち市民の安全のために盾になって活動してくれている消防署員が、現場で犠牲になるという痛ましい事件であり、心からお悔やみ申し上げるとともに、この件を徹底検証し、学習し、二度とこのような事件が起こらないように対応することが彼らの無念に報いる最大のものと思います。そして私ら市民も日頃の火の取り扱いの大切さを再認識し、防火に努めることが求められていると思います。

お伺いしますが、①能代市の事故を受けて、県からの指導もあると思いますが、にかほ消防署での対応はどのようにしておられますか、お伺いいたします。

②能代市のケースは、一般的な木造建築のようですが、当市の消火活動での危険な建物、場所、構造などの確認はできておられますか、お伺いいたします。

③さらに、アメリカでは、家庭への火災報知器設置により、火災による死亡数が大きく減少したといわれておりますが、当市の一般家庭での火災警報器設置状況と、設置後の効果の確認や設置の推奨はどのように考えておられますか、お伺いいたします。

次に3、種子法に関連してお伺いいたします。

種子を制するものは世界を制すると言われるように、農業生産の土台である種子の遺伝子を含む治験を企業の私的独占から守るための動きが世界的には大きく広がっております。

種子法は1952年に、米、麦、大豆など主要作物について優良な種子の安定的な生産と普及について、国が果たすべき役割を定める法律として制定されました。野菜や果物、花卉の品種改良が歴史的に多くの篤農家に担われていましたが、ハイブリッド技術が急速に普及し、ビジネスとして成り立つことから、民間事業者の扱いが主流になっているようです。

米、麦、大豆などの主要作物は、基礎食糧という特性から、農業試験場などの公的機関が原種、原原種の補助、生産管理、新品種の育成、流通、管理、さらには優良奨励品種の指定を担ってきました。

こうした公的資金の支えがあるからこそ、日本の北から南までその地域に合ったすぐれた品種が、米では300品種以上も存在し、地域の食文化を守る土台になっております。

政府は、都道府県が開発した品種は、国や都道府県から公費を投入しているのだから、民間企業が開発した品種より安く提供することが可能、だから競争条件が同等とはなっていないことなど廃止の論点にしておりますが、種子法廃止は競争力強化の名のもとに種子の遺伝資源を民間企業はもとより、多国籍アグリビジネスに売り渡すものです。由利本荘市、にかほ市には、それぞれ米の採種ほ場があります。100%自給できる米が種子ごと多国籍ビジネスに支配されたらどうなるのかとの

採種事業者はもとより、消費者、農業者の不安が広がっています。

このような状況を踏まえて、新潟県では種子生産に行政が責任を持つ必要があるとの観点から、知事が稲などの種子の生産計画を毎年作り、安定生産と供給体制を維持する条例を制定しております。兵庫県、埼玉県でも同様の趣旨で条例制定をしておるようです。また、条例を作らないが要綱の改正で現状を維持するところも多くあるようです。

先日も申し上げましたが、日本の家族農業はすばらしいものです。それも、それぞれの県で、その地生に合った品種を作り上げてきたことが大きな要因だと思います。そして、その一翼を担っているにかほ市の農家を守るためにも、さらには地域の食文化を守る意味においても、ぜひ条例制定に働きかけが必要と思いますが、見解をお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木春男議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1の子どもの虐待問題に関連しては、担当の部長の方からお答えをさせていただきます。

2の能代市の火災に関連してについては、消防長の方からお答えをさせていただきます。

私の方からは、3の種子法廃止に関連してについてお答えをさせていただきます。

まず、種子法廃止に伴い、秋田県で独自に公的種子事業を継続するよう、県条例制定のため働きかけるべきであるという御質問についてですが、種子法は主要農産物である米、大豆、麦の種子の安定的生産及び普及促進を目的に制定されました。しかしながら、昨年の4月をもってこれが廃止されております。

これに伴い秋田県では、平成30年度以降の種子生産、供給体制の基本的な考え方を示し、主要農産物は本県農業の基幹作物であることから、県の役割として引き続き優良種子の安定供給に取り組んでいくとしております。また、これを実施するため、新たに独自の要綱・要領等を定めて、これに基づく生産供給が行われます。このことによって種子の供給体制は、現行体制が継続されることとなります。

以上のことから、本県における種子の生産、供給について、現行の体制が維持されることから、条例制定について要望する予定は今のところありません。

市としては、主要農産物の種子の安定生産、安定供給が今後とも円滑に行われるよう、関係機関との情報交換、連携を行うことがまず大事だと思い、今後の動向について注視をしてみたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、1の子どもの虐待問題に関連しての①相談件数はどのようになっているのかの御質問にお答えいたします。

平成29年度、子どもに関する新規の相談件数は32件ございました。そのうち児童虐待に関する相談は6件で、内訳といたしましては身体的虐待が3件、暴言等による心理的虐待が2件、養育能力不足によるネグレクトが1件となっております。

同じく今年度につきましては、2月末現在で新規の相談件数は23件、そのうち児童虐待に関する相

談が7件、内訳といたしましては身体的虐待が2件、心理的虐待が5件となっております。

②の相談への対応でございます。

虐待の相談への対応につきましては、要保護児童対策地域協議会で定めております虐待ケース対応システムに基づき対応しているところでございます。虐待の種類により対応の違う部分もございますが、基本的には通報、相談を受けた場合、その子どもの通う学校や保育園に出向くなどし、あざの有無などの身体の状況や服装、食事の状況等について確認し、庁内検討会議を行い、介入の方法や子どもの安全確認の方法等を検討し、状況に応じて警察や児童相談所と連携を取り、保護者に対する意見の聞き取りや指導等を行っているところでございます。

③の高度の専門性が要求されるのに、専門性が育たないことをどのように受け止めているかという御質問についてお答えいたします。

県が設置する児童相談所には、児童福祉士が配置されており、児童福祉に関する専門的な支援を行っております。専門的な支援を行う児童福祉士になるには、社会福祉主事として2年以上、児童福祉事業に従事した上で指導講習を受けた人や大学や心理学等を専修し、大学院への入学を認められた人など専門的な知識と経験が求められております。

一方、対応に当たりましては、相談者が児童本人の場合や父母以外の第三者である場合には、非常に慎重な対応が求められます。両親がしつけであることを主張し、ときには高圧的な態度で反論してくる場合もございますし、父母に接触した日に児童を一時保護ができない場合は、相談したことを逆恨みし、暴力がエスカレートすることも考えられます。法的には民法に「成人に達しない子の親権は父母に服する」とあり、日本における親権は非常に強く、監護等に係る第三者からの干渉を拒むことができることも解釈されております。さらに、子どもの監護や教育に必要な範囲で罰を与えること、懲戒ができることもされており、対応につきましては非常に難しい例が多くなってきております。

そうしたことから、虐待対応には、知識の習得にあわせ経験を積むことが必要となり、対応ができるようになるまでには、一般的には3年かかるともいわれており、人材育成には時間が必要で、着任してすぐに対応できるものではないと考えております。

また、場合によっては昼夜を問わず対応が求められるなど、非常に厳しい職務でもあるため、佐々木議員も述べておりますように、人事異動により全国平均では4年程度で変わっている状況にあるということが専門性が育たないという指摘の一因にもなっているものと考えております。

現在、国では昨年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランを作成し、児童虐待に対する体制と専門性の強化を進めていくこととしております。

具体的な取り組みとして、児童福祉士の増員を掲げており、2017年度の3,240人から2022年度までに全国で2,020人程度増員することとしております。これにより、児童虐待相談及びそれ以外の相談を合わせた児童福祉士1人当たりの業務量が、現在の50ケースから40ケース相当になるよう見直すこととしているところでございます。

また、児童福祉士の職務遂行能力の向上を図るため、他の児童福祉士の指導、教育を行う児童福祉士スーパーバイザーについて2017年度の620人から2020年度までに300人増加することとしており、

今後は高度な専門性を持った児童福祉士が育っていくものと期待しているところでございます。

④の専門職、医師、弁護士との連携が必要ということをどのように受け止めるかということについてでございます。

初めに、市では要保護児童等の状況の把握や援助方針の共有を図るため、要保護児童対策地域協議会が設置されております。児童相談所や警察署、法務局、医療機関、各学校や保育所等の代表者が構成員となり、それぞれのケースについて情報を共有し、協議をしているところであります。そのほかに全ての虐待ケースにつきまして、児童相談所との情報共有を図っております。

また、個別に発生した事案につきましては、その都度、児童相談所、警察署、関係機関等と情報を共有し、協議を行いながら対応をしているところでございます。

県の児童相談所の対応については、県内には3ヵ所、児童相談所が設置されております。当市は、中央児童相談所の管轄になっております。平成28年度以降、それぞれの児童相談所には、県警から職員が出向しているほか、顧問弁護士が児童相談所に来所し、助言、指導等を行う体制が築かれております。虐待の対応は、先ほど答弁でも述べましたとおり、非常に難しい事例が多く、関係機関が連携を密にし、かかわることが非常に重要でございます。今後も市内外の関係機関と、さらなる連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤元君） 消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） 佐々木春男議員の質疑にお答えいたします。

①能代市の事故を受けて、にかほ消防署での対応はどのようにしておられますかの質問にお答えします。

先日、由利本荘市消防本部と合同で消防学校より講師を招いて安全管理の講習会を開催したところであります。

火災件数が減少傾向にあり、署員1人が火災現場を経験する件数も減少しているところであります。火災現場での経験不足を補うため、同消防本部の警防活動、安全管理マニュアルの確認はもちろんのこと、講習会への参加、消防学校専科教育への入校などを行い、安全管理と技術の向上に努めております。

次に、②の当市の消火活動での危険な建物、構造、場所などの確認はできておられますかの質問にお答えします。

3年前、当管内で10棟焼損する建物火災、糸魚川の強風下での密集地火災などの事例を踏まえ、密集地の見直しや危険物施設、福祉施設、大規模工場など、活動が困難な対象物の警防計画を作成しております。また、生コンクリート会社と協定を結び、コンクリートミキサー車による消防水利の確保などを行い、対策強化を図っております。

次に、③の当市の住宅用火災警報器設置状況と設置後の効果の確認や設置の推奨はどのようにされていきますかの質問にお答えします。

平成23年から住宅用火災警報器設置が義務化となり、現在、当管内の設置率は81%であります。火災による死者を減らすための住宅用火災警報器設置でありましたが、義務設置以外の台所、居間などにも設置して、これまで当管内で設置していてボヤで済んだ、火災にならずに済んだという事

例もあることから、ホームページ、広報、行政懇談会等で普及啓発活動を行っております。以上であります。

●議長（佐藤元君） 13番。

●13番（佐々木春男君） 虐待に対応するために、警察とも連携を取っていると、そういうことは大変好ましいことだと思います。良いことだと思います。野田市の場合にしても、警察などが入っていれば、あのような痛ましい事件にはならなかったのかなというふうにも思います。ぜひこれからもさまざまな手を使って、1人もそういう事件を起こさないように対応していただくようお願いいたします。

そのときに、それぞれの機関で情報を共有しているというふうなお話でしたけれども、情報を共有すればそれぞれの機関の不備というのが分かるかと思えますけれども、そのときにも、例えば自分たちじゃなくて相手の不備を気付いたときには、子どもの命を最優先にして、その相手の方を質していくことも、お互いにそういうことをやりながらやることも必要なのではないかなというふうに思います。

繰り返しますが、にかほ市では絶対あのようなかわいそうな、みじめな子どもを出さないように、気をつけていきたいものだと思います。

次に、消防についてですが、これは消防署員ばかりでなくて消防団にも言えることだと思いますが、これからも学習、訓練を積み重ねて、能代市のような事故を絶対起こさないように望みます。

そして、市民には、さらなる防火・防災の啓蒙を進めてくださることを望むものであります。

ちなみに、自主的に消火訓練や防火・防災に関する学習などを行っている自治会、自主防災会は、どのくらいあるものでしょうか。分からなければそれでも結構ですけれども。突然の質問で申しわけないです。

●議長（佐藤元君） 消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） ただいまの質問にお答えいたします。

手元に資料がありませんので、後日提出したいと思えます。

●13番（佐々木春男君） 終わります。

●議長（佐藤元君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時44分 散 会
